



平成 25 年 8 月 15 日

各 位

会 社 名 MXモバイルリング株式会社
代表者名 代表取締役社長 山崎 耕司
(コード：9430 東証第一部)
問合せ先 経営企画部広報・IR 室長 竹本 和代
(TEL 03-5532-3320)

**定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議
並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ**

当社は、平成 25 年 6 月 28 日付当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成 25 年 6 月 28 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式(下記Ⅰ. 本完全子会社化手続②において定義します。)の取得について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本日開催の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議しましたところ、株主による議案の一部修正が行われた上で承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日付で整理銘柄に指定された後、平成 25 年 9 月 17 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、本日開催の取締役会において、平成 25 年 9 月 19 日を全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日(以下「基準日」といいます。)と定め、同日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された株主の皆様をもって、その所有する全部取得条項付普通株式の全部(但し、当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。)を、平成 25 年 9 月 20 日を取得日(下記Ⅱ. 3. (2)において定義します。)として当社が取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式(下記Ⅰ. 本完全子会社化手続①において定義します。)を 1,071,000 分の 1 株の割合をもって交付する株主として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 25 年 6 月 28 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の手続による、当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得(以下「本完全子会社化手続」と総称します。)について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

本完全子会社化手続①

当社定款の一部を変更し、定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式(以下「A 種種類株式」といいます。)を発行可能とする旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社(会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。)といたします。

本完全子会社化手続②

上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社普通株式の全てに全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（但し、当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 1,071,000 分の 1 株（本臨時株主総会及び本種類株主総会の決議により、1,614,000 分の 1 株から修正されました。）の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

本完全子会社化手続③

会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 1,071,000 分の 1 株（但し、本臨時株主総会及び本種類株主総会の決議により、1,614,000 分の 1 株から修正されました。）の割合をもって交付いたします。なお、MXホールディングス株式会社（以下「MXホールディングス」といいます。）以外の株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

II. 当社定款の一部変更等に係る各議案の承認決議

1. 種類株式発行に係る定款の一部変更（本完全子会社化手続①）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続①に係る定款変更及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。なお、定款変更の内容は、平成 25 年 6 月 28 日付当社プレスリリースの「定款一部変更の件－1」に記載のとおりであります。

(2) 定款変更の効力の発生

本完全子会社化手続①に係る定款変更及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会において承認可決された時点で発生しております。

2. 全部取得条項に係る定款の一部変更（本完全子会社化手続②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続②に係る定款変更は、本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、株主より原案を一部修正したい旨の修正動議が提出された結果、いずれも修正議案どおり承認可決されました。当該修正議案の内容は以下のとおりであります。

（下線は修正箇所を示します。）

原 案	修正案
第 2 章 株式 第 6 条の 3（全部取得条項） 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに普通株式 1 株につき A 種種類株式を <u>1,614,000 分の 1 株</u> の割合をもって交付する。	第 2 章 株式 第 6 条の 3（全部取得条項） 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに普通株式 1 株につき A 種種類株式を <u>1,071,000 分の 1 株</u> の割合をもって交付する。

(2) 定款変更の効力の発生

本完全子会社化手続②に係る定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成 25 年 9 月 20 日に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続③は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、株主より原案を一部修正したい旨の修正動議が提出された結果、いずれも修正議案どおり承認可決されました。当該修正議案の内容は以下のとおりであります。

(下線は修正箇所を示します。)

原 案	修正案
<p>(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項</p> <p>会社法第 171 条第 1 項並びに第 1 号議案及び第②号議案による変更後の当社定款の規定に基づき、下記(2)において定める取得日において、当該取得日の前日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに、A 種種類株式を <u>1,614,000 分の 1 株</u>の割合をもって交付いたします。</p>	<p>(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項</p> <p>会社法第 171 条第 1 項並びに第 1 号議案及び第②号議案による変更後の当社定款の規定に基づき、下記(2)において定める取得日において、当該取得日の前日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに、A 種種類株式を <u>1,071,000 分の 1 株</u>の割合をもって交付いたします。</p>

なお、MXホールディングス以外の全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続②に係る定款変更の効力が発生することを条件として、平成 25 年 9 月 20 日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、当社は、上記(1)のとおり、取得日をもって全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式を 1,071,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

また、株主の皆様への交付の結果生じる A 種種類株式の 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を会社法第 234 条の定めに従って売却等を行い、当該売却等によって得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却等の手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を MX ホールディングスに売却すること、又は会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が A 種種類株式を買い取ることを予定しております。

この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、基準日において株主の皆様が所有する当社普通株式の数に 5,510 円（MX ホールディングスが平成 25 年 4 月 30 日から同年 6 月 12 日までの間に当社普通株式に対して実施した公開買付けにおける当社普通株式 1 株あたりの買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭を株主の皆様へ交付される価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

Ⅲ. 上場廃止の予定について

上記Ⅱ. 記載の各議案の承認可決の結果、当社普通株式は東京証券取引所が定める上場廃止基準に該当することとなりますので、本日付で整理銘柄に指定された後、平成 25 年 9 月 17 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

Ⅳ. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更（本完全子会社化手続①）の効力発生日	平成 25 年 8 月 15 日（木）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 25 年 8 月 15 日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成 25 年 8 月 30 日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成 25 年 9 月 13 日（金）
当社普通株式の上場廃止日	平成 25 年 9 月 17 日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成 25 年 9 月 19 日（木）
全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続②）の効力発生日	平成 25 年 9 月 20 日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付（本完全子会社化手続③）の効力発生日	平成 25 年 9 月 20 日（金）

以上